

「碧南市新築住宅 建設等促進補助金」

自宅を新築された方、新築住宅・マンションを購入された方に補助金が出ます！

地域経済の活性化、住宅環境の改善及び住宅建設の促進を図るため、市内にご自身の居住用の住宅を新築された方、あるいは新築住宅若しくは新築マンションを購入し居住している方に、建設費又は購入費の一部を補助します。

＜ご注意＞「碧南市民間住宅耐震改修等補助金（建替事業）」を受けて新築した場合、この補助金を受けることはできません。

固定資産評価額の 0.4%

+

瓦使用面積1㎡当たり 600円

補助金額
三州瓦利用加算

＜計算例＞

固定資産評価額 12,000,000円

三州瓦利用 90㎡ の場合

$12,000,000円 \times 0.4\% = 48,000円$

$600円 \times 90㎡ = 54,000円$

合計 102,000円 が補助金となります。

＜補助対象＞

令和6年1月～12月に

裏面要件にあてはまる住宅を新築または購入し居住している方
(令和7年度固定資産課税(補充)台帳に新たに登録された住宅)

＜申請期間＞

令和7年6月1日～12月28日の平日

※詳しい内容については裏面をご覧ください。

申請書について…碧南市役所建築課窓口でお渡ししています。
また、建築課ホームページからもダウンロードできます。

〈お問合せ〉

〒447-8601

愛知県碧南市松本町28番地 碧南市役所建築課建築行政係

電話：0566-95-9907



対象者

前年の1月～12月までに下記の要件を満たす住宅を新築したか、下記の要件を満たす新築住宅若しくは新築マンション（以下「分譲住宅」という。）を購入された方で、市税の未納がなく、当該住宅に住所変更し、現に居住していること。

「碧南市民間住宅耐震改修等補助金（建替事業）」を受けて新築した場合、この補助金を受けることはできません。

○住宅の要件

- (1) 自らの居住目的の住宅又は店舗、事業所等の部分があり、自らが居住する部分の割合が床面積の2分の1以上であるもの（以下「併用住宅」という。）
- (2) 令和7年度に新たに固定資産課税（補充）台帳に登録された住宅であること。
※分譲住宅の場合、新築後、申請者が購入するまで未使用の住宅であること。
- (3) 居住部分の床面積が、50㎡以上であること。
- (4) 玄関、台所、便所等を有し、独立的に区画されていること。
- (5) 建築基準法並びに碧南市開発・建築事業指導要綱及び碧南市開発・建築事業指導基準に適合した建物であること。



補助金額

固定資産課税（補充）台帳に登録された当該住宅の固定資産評価額の0.4%（限度額10万円）（併用住宅の場合、居住部分の面積の全床面積に占める割合で算定）

〈三州瓦利用加算〉※住宅補助を受けられた方が対象です。

新築住宅建設等促進補助金の対象住宅で、**市内に本社又は工場を有する事業者の事業所**において生産された瓦を屋根材として使用したときは、瓦を使用した屋根面積1㎡あたり600円（限度額10万円）を加算します。

※補助金及び三州瓦利用加算の100円未満の金額は、これを切り捨てします。

申請書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 補助金交付請求書
- (3) 建築基準法第7条第5項または第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- (4) 固定資産税・都市計画税課税明細書の写しまたは名寄帳兼課税台帳(①)
- (5) 市税の完納証明書(②) ※発行後1ヶ月以内 共有の場合、申請者全員分の証明書が必要です。
- (6) 不動産売買契約書の写し（分譲住宅を購入の方）
- (7) 三州瓦利用促進加算を申請する場合…三州瓦使用証明書、住宅の完成写真（全

景で屋根が写っていること）、平面図及び立面図の写し

※①は1枚10円、②は1通200円税務課で取得できます。

（本人または同居の家族以外の場合は代理権授与通知書（委任状）が必要になります）

～申請にあたって～

- 記載例を参考に、必要事項を記入のうえご提出ください。
- 住宅を共有で所有する場合、共有者の連名または個々での申請が可能です。ただし、個々で申請する場合、添付書類は各々でご提出いただき、補助額は持ち分の割合に応じた額となります。